



2024年9月9日

各 位

会 社 名 株式会社サンテック
代表者名 代表取締役社長 八幡 信孝
(コード番号 1960 スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英
(TEL 03-3265-6181)

第三者調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ

当社は、2024年6月10日付けで公表しております「第三者調査委員会設置のお知らせ」のとおり、当社の会計監査人であったRSM清和監査法人より、会社法第436条第2項第1号及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、2024年3月期計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領し、2024年3月期第1四半期、同第2四半期、同第3四半期の各四半期財務諸表について結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領いたしました。

当社は監査意見の不表明に至った事由を厳粛に受けとめ、適切に対処すべく、より公正性を確保した第三者による調査が必要と判断し、外部の有識者で構成される第三者調査委員会を設置し、調査を行ってまいりました。

本日、第三者調査委員会より調査の結果、判明した事実関係及び問題点の指摘、再発防止のための提言を目的とする調査報告書を受領いたしましたので、別添のとおり公表いたします。

当社は、いただいた調査結果を真摯に受け止め、第三者調査委員会の調査結果及び提言について十分に分析・検証の上、その内容を経営に反映し、再発防止策等を検討し、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまからの信頼回復に向け、全社を挙げて全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 調査報告書

第三者調査委員会の調査結果につきましては、添付資料「調査報告書【開示版】」をご覧ください。なお、添付の調査報告書は、個人名や取引先名称を非表示とする加工はしてありますが、その記載内容は原本と変わりありません。

2. 財務的な影響

第三者調査委員会による調査結果を考慮した最終的な会計処理は、現時点において確定できておりませんが、調査報告書の18ページに記載の通り、当社が第77期に計上した工事原価総額約596百万円以上に新たな損失計上は指摘されておらず、当該費用の「過去の計算書

類及び財務諸表について過年度遡及修正の検討の結果、その修正が必要となった場合は、過去の3年間（第75・76・77期）に渡り計算書類及び財務諸表について修正いたしますが、総額においてすでに開示している以上の新たな工事損失引当金計上の必要性について言及されておりませんので、当社の過去3期間にわたる通算での連結財務諸表及び財務諸表に与える影響は軽微であります。

3. 今後の対応

(1) 過年度（第75・第76・第77期（2022年・2023年・2024年3月期））の有価証券報告書等について

当社は、一時会計監査人との監査契約締結後、第三者調査委員会の調査結果を踏まえて、速やかに上記3期間にわたる過年度の有価証券報告書等に関する訂正について協議をいたします。過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信等の訂正が必要となった場合は、速やかに過年度の有価証券報告書等の訂正作業に着手いたします。

(2) 再発防止策について

当社は、第三者調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を策定し、着実に実行してまいります。具体的な再発防止策につきましては、策定次第速やかにお知らせいたします。

(3) 第1四半期決算短信の開示見通しについて

2024年8月5日付け「2025年3月期第1四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることに関するお知らせ」に記載の通り、今後は、第三者調査委員会の調査結果を反映しながら、本日開示した「一時会計監査人の選任に関するお知らせ」に記載の通り、一時会計監査人として選任した監査法人アリアの速やかな監査手続きに協力し、当該第1四半期決算短信が開示できる状態になりましたら遅滞なく決算発表予定日を開示いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます

以上

株式会社サンテック 御中

調査報告書

【開示版】

2024年9月9日

第三者調査委員会

委員長 田所貴広

委員 水谷啓吾

委員 辻角智之

委員 横張清威

目 次

第1	当委員会による調査の概要	1
1	当委員会の設置の経緯	
2	当委員会の目的	
3	当委員会の調査の体制	
4	調査期間	
5	調査対象期間	
6	実施した調査手続きの概要	
	(1) 関係者に対するインタビュー	
	(2) 関係資料の精査	
7	留意事項	
	(1) 任意調査による限界	
	(2) 当委員会の調査の目的	
第2	前提となる事実関係	6
1	当社の概要	
	(1) 会社概要	
	(2) 沿革	
	(3) 組織図	
	(4) 主要な経営指標等の推移	
	(5) コーポレート・ガバナンス体制の概要	
	(6) 監査法人による監査の状況	
第3	特殊工事に係る監査未完了	11
1	YTN 工事の概要	
2	時系列ごとに発生した問題点	
	(1) 受注時の実行予算の見積誤り	
	(2) 工事開始後の実行予算と発生費用の未検証	
	(3) TH 支社内のコミュニケーション	
	(4) TH 支社と本社とのコミュニケーション	
	(5) 原価管理システム及び経理処理の問題	
	(6) 監査法人交代に伴う当社と監査法人との関係	
	(7) 当社内の意見不表明に対する理解	
	(8) 監査法人に対する対応	
3	損益の期間帰属	

4	網羅性について	
	(1) 国内工事について	
	(2) 海外工事について	
第4	共用資産の減損に係る監査未完了	20
1	事実関係と再発防止	
	(1) 当社作成資料と説明の状況	
	(2) 監査法人交代に伴う当社と監査法人との関係	
	(3) 当社内の意見不表明に対する理解	
2	損益への影響	
第5	意見不表明となった要因分析	21
第6	再発防止策の提言	22
	(1) 入札等の受注時の見積りについて	
	(2) 実行予算の検証制度	
	(3) 受注方針会議の形骸化	
	(4) 社内のコミュニケーション	
	(5) 上場会社として求められる会計基準や公開情報に対する理解	
	(6) 監査法人が実施する監査に対する理解	
第7	総括	23

略 称 一 覧

略 称	法人名・社名・正式名称等
当社	株式会社サンテック
R 監査法人	7 7 期（2024 年 3 月期）担当監査法人
T 監査法人	7 6 期（2024 年 3 月期）以前までの担当監査法人
当委員会	株式会社サンテック第三者調査委員会
NE 社	工事発注会社
YTN 工事	受注時及び実行予算策定時に見積り誤りのあった工事
GTN 工事	YTN 受注までに失注した工事
会社法監査	会社法第 444 条第 4 項規定に基づく監査証明（連結） 会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づく監査証明（個別）
金商法監査	金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明（連結） 金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明（個別）
四半期レビュー	金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく四半期レビュー
積算システム	内線工事の見積りに使用している建設業向 建築・設備 見積り積算システム
原価管理システム	工事原価管理テンプレート

第1 当委員会による調査の概要

1 当委員会の設置の経緯

当社は、2024年3月期の決算において、R監査法人より2024年5月27日に会社法第444条第4項に基づく連結計算書類等及び、会社法第436条第2項第1号の規定に基づく計算書類等の会計監査について監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領した。

また、同日にR監査法人より受領していた金融商品取引法第193条の2第1項に基づく同期の第1四半期、第2四半期、第3四半期の各四半期財務諸表についての独立監査人の四半期レビュー報告書について、無限定の結論から結論を表明しない旨に訂正された。

さらに、2024年6月25日に同じくR監査法人より金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく連結財務諸表及び財務諸表等に対しても監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領した。

なお、R監査法人の金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく連結財務諸表に対する意見不表明の内容は下記のとおりである（2024年6月25日「独立監査人の監査報告書及び内部統制報告書」より）。上記に記載したその他の監査報告書における意見不表明の根拠もほぼ同一である。

■意見不表明の根拠1（特殊工事について）

会社は当連結会計年度において前々連結会計年度に受注した特定の特殊工事に係る見積り工事原価を596,276千円増額した。このうち、204,262千円は工事損失引当金繰入額として当連結会計年度の連結損益計算書において完成工事高534,913千円を計上した。当監査法人は、見積り工事原価の増加額の根拠証憑の一部やその網羅性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。また、会社が全ての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して適時かつ適切な見積りを行っていたか判断できないため、前々連結会計年度、前連結会計年度、当連結会計年度のいずれの連結会計年度に見積り工事原価総額を増額し工事損失引当金を計上すべきか否かに関して、その判断の根拠を入手することができず、完成工事原価の期間帰属に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

また、会社が見積り工事原価の増加額596,276千円を前々連結会計年度、前連結会計年度、当連結会計年度のいずれの連結会計年度の見積り工事原価総額に反映し工事進捗度を算定した上で完成工事高の測定を行うべきかについて、その判断の根拠を入手することができなかったため、完成工事高の期間帰属に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

■意見不表明の根拠2（共用資産の減損について）

さらに、会社は当連結会計年度において、株式会社サンテックにおける全社的な共用資産703,980千円に減損の兆候が認められると判断し、減損の認識判定のための割引前將

来キャッシュ・フロー見積り資料を作成している。当監査法人は、会社が作成した割引前将来キャッシュ・フロー見積り資料の合理性を検証する過程において、会社からその仮定の適切性に関する合理的な説明を受けられなかったため、減損損失を認識するかどうかを判定するための十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

■意見不表明の根拠3（類似工事案件の検証について）

加えて、会社は第三者調査委員会を設置し、特定の特殊工事に係る見積り工事原価の増加額をいずれの連結会計年度に反映すべきであったか、当該特定の特殊工事に類似する案件で見積り工事原価総額に誤謬が生じていないか、並びに減損の認識判定が適切に実施されていたかについて調査を継続して実施しているものの、本報告書日現在、当該調査は終了していないが、会社は連結財務諸表を作成し、提出することとした。当監査法人は第三者調査委員会による調査結果を入手することができなかったため、最終的な調査結果を評価できていない。

以上から、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範囲であると判断した。

その結果、当監査法人は、会社の連結財務諸表を構成する数値に重要な修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

■内部統制監査についての意見不表明について

連結財務諸表監査の「意見不表明の根拠」に記載のとおり、会社は第三者委員会を設置し調査を行っているが、本報告書日現在、当該調査は終了していないため、上記の内部統制報告書に記載された開示すべき重要な不備が関連する内部統制に及ぼす影響の範囲を特定できなかった。

そのため、当監査法人は、関連する内部統制について十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、内部統制監査報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

また、これに伴い当社は、R監査法人より監査初年であった2024年6月30日をもって今期の1期限りで会計監査人を辞任したい旨の通知を受領している。なお、前任のT監査法人は長年当社の監査を行ってきたが、当社が海外展開を増加させる経営方針を採用したことに伴い、人員不足等を理由に退任しており、R監査法人はその際に当社へ監査受嘱の提案をしてきたものである。

こうした状況を踏まえ、当社は、可能な限り会計監査人による監査意見が不表明となった（以下、「本事案」という。）経緯や原因を究明し、ステークホルダーに対する説明責任を果たし、次の会計監査人を探索するためには、当社から独立した立場の外部専門家を交え、客

観的かつ公正な調査を実施することが不可欠であると判断し、2024年6月10日及び同月18日に取締役会の決議により当社とは利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士によって構成される第三者委員会を設置した。

なお、当社は2024年6月25日に定時株主総会を延期することなく実施し、会計監査人の監査意見が不表明であったものの、計算書類は承認可決されている。また、2024年6月26日に財務諸表及び連結財務諸表並びに内部統制報告書の内部統制監査について、いずれも監査意見を表明しない旨の報告書を受領したまま、延期することなく有価証券報告書を提出している。

2 当委員会の目的

当委員会の目的は以下のとおりである。

- ① 本事案に係る事実関係の調査
- ② YTN 工事に類似する事象の有無の調査
- ③ 本事案による財務諸表への影響額の算定
- ④ 本事案の発生原因の分析、再発防止策の提言
- ⑤ 上記各号の事項を遂行した結果に基づく調査報告書の作成及び同調査報告書の当社への提出
- ⑥ その他、当委員会が必要と認めた事項

3 当委員会の調査の体制

当委員会は、下記のとおり、当社と利害関係のない外部専門家4名により構成される。

委員長	田所貴広（公認会計士、アルティメイト監査法人）
委員	水谷啓吾（公認会計士、アルティメイト監査法人）
委員	辻角智之（弁護士、ひなた総合法律事務所）
委員	横張清威（弁護士・公認会計士、弁護士法人トライデント）

4 調査期間

当委員会は、2024年6月7日に事案の状況の説明を受け、取締役会で2024年6月10日及び同月18日に設置された後、同年9月5日までの間、調査及び調査結果のとりまとめを行った。

5 調査対象期間

今回の調査の中心となる特殊工事の受注が2021年9月であることから、2021年4月1日から2024年3月31日までの会計期間とした。

6 実施した調査手続きの概要

当委員会が実施したインタビュー及び委員会の活動は下記のとおりである。なお、この他資料の検証や報告書の作成のための事務作業が別途発生している。

(1) 関係者に対するインタビュー

本事案がTH支社の特殊工事案件に係る調査であるため、TH支社の工事関係者、本社の原価管理担当者及び経理担当者に対して、また減損については主に経理担当者に対して、意見不表明の経緯については、経理担当者及び監査室に対して、それぞれインタビューを行った。なお、既に退職している工事管理者に対しては質問書による回答を得ている。

日付	内容
2024年6月7日	<input type="checkbox"/> 状況把握とインタビュー (監査役、監査室、執行役員、社外取締役)
2024年6月12日	<input type="checkbox"/> 状況把握とインタビュー (監査役、監査室、取締役、社外取締役、執行役員、原価管理担当者他)
2024年6月19日	<input type="checkbox"/> 当委員会検討
2024年7月1日	<input type="checkbox"/> 状況把握とインタビュー及び資料査閲
2024年7月3日	<input type="checkbox"/> 状況把握とインタビュー及び資料査閲
2024年7月4日	<input type="checkbox"/> 減損に関する資料査閲と経理担当者インタビュー (経理部長、経理グループマネージャー)
2024年7月9日	<input type="checkbox"/> 監査法人インタビュー (R監査法人：シニアパートナー、パートナー、マネージャー)
2024年7月22日	<input type="checkbox"/> 管理部及び経理部責任者インタビュー (管理部長、経理部長)
2024年7月23日	<input type="checkbox"/> 経理部担当者インタビュー (経理部チームリーダー、経理部グループマネージャー)
2024年7月30日	<input type="checkbox"/> TH支社及び現地担当者インタビュー (TH支社長、前TH支社長、現場代理人、監理技術者、工事管理者) <input type="checkbox"/> 原価管理担当者インタビュー (資材調達原価管理部グループマネージャー)

2024年8月6日	<input type="checkbox"/> 前任会計監査人インタビュー (T 監査法人：理事長、代表社員、社員) <input type="checkbox"/> 監査室インタビュー (内部監査室長)
2024年8月8日	<input type="checkbox"/> 特殊工事に係る追加費用発生の期間帰属の検討

(2) 関係資料の精査

本事案に関する入札から受注、工事開始、損失認識及び工事損失引当金を計上するまでの社内外の資料、議事録及び証憑等の必要と考えられる資料を検証した。

また、減損関係については、監査法人に提出した資料の査閲に加え、経理部に対し監査法人の対応状況について質問等を行った。

なお、本事案の原因については、R 監査法人及び当社担当者へのインタビューの結果、不正の兆候は認められなかったため、デジタル・フォレンジック等の手続きは実施しなかった。

7 留意事項

(1) 任意調査による限界

当委員会の調査は、法令上の権限に基づく直接的あるいは間接的な強制力を伴うものではなく、関係者の任意の協力のもとで実施されたものであり、仮に関係当局が法令上の権限に基づいて調査・検査を行った場合には当委員会の認定とは異なる事実関係が明らかになる可能性がある。

(2) 当委員会の調査の目的

当委員会は、当社において本事案の事実関係を明らかにするとともに、その発生原因を分析して的確な再発防止策を提言することを主たる目的としており、個々の役職員や監査法人の法的責任や管理責任、経営責任の追及を目的とした調査は実施していない。

第2 前提となる事実関係

1 当社の概要

(1) 会社概要

本調査報告書提出日時点の当社の会社概要は下表のとおりである。

商号	株式会社サンテック (Sanyo Engineering & Construction Inc.)
所在地	東京都千代田区二番町3番地13
設立年月日	1937年1月創業、1948年10月会社設立
代表者	代表取締役社長 八幡 信孝
資本金	1,190,250千円(2024年3月末)
株式	東京証券取引所スタンダード市場(証券コード:1960)
事業内容	1. 内線工事 屋内外電気設備工事、内線通信設備工事、各種プラントの電気、計装設備工事の設計・施工 2. 電力工事 送配電線工事(架空・地中)の設計・施工並びに発電設備工事、情報通信設備工事の施工 3. 空調給排水工事 空調設備工事、給排水設備工事の設計・施工 4. 機器製作 高低圧受配電盤、各種分電盤、制御盤、監視盤、操作盤等の電気関連機器の設計・製作及び保守
従業員数	1,356人(2024年3月末・連結) 801人(2024年3月末・単体)
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

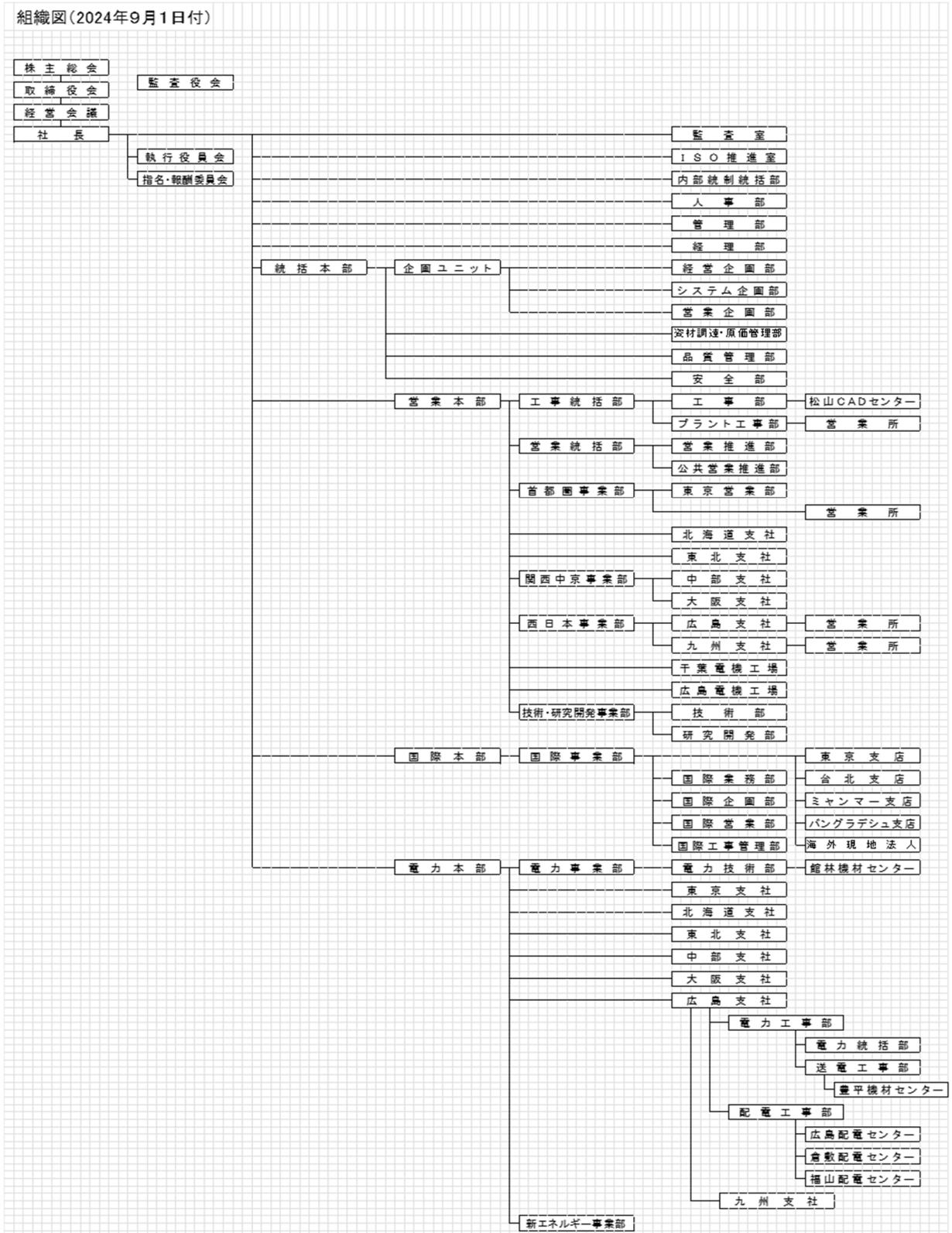
(2) 沿革

当社は1937年1月に広島市において八幡貞一氏が個人経営にて創業した「満長組」を発展させ、1948年10月、資本金100万円をもって「山陽電気工事株式会社」を設立した。

その後1951年4月に東京営業所を設置し1956年3月に本社を東京に移転している。1973年5月に東京証券取引所の市場第二部に上場し、1992年10月に社名を「株式会社サンテック」に変更した。

2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行した。

(3) 組織図



(4) 主要な経営指標等の推移

① 連結経営指標等

(単位：千円)

	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期※
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	46,802,976	41,656,594	39,870,154	38,745,383	50,936,057
経常利益	1,337,107	475,457	487,176	△324,500	△654,490
親会社に帰属する当期純利益	1,008,936	318,183	△31,506	436,828	△708,968
純資産額	30,166,439	30,794,693	30,633,444	30,175,453	29,098,697
自己資本比率	65.5%	68.4%	67.2%	65.9%	59.3%

※：77期2024年3月期の決算数値については、監査意見は不表明である。

② 単体経営指標等

(単位：千円)

	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期※
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	29,975,420	27,839,520	26,327,078	22,441,912	27,907,755
経常利益	912,068	249,265	255,158	△359,613	△1,025,081
純資産額	28,129,039	28,546,628	27,709,503	26,373,732	24,473,430
自己資本比率	74.9%	77.4%	75.2%	75.0%	68.3%

※：77期2024年3月期の決算数値については、監査意見は不表明である。

(5) コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役制度を採用し、会社の機関として取締役会及び監査役会を設置しており、重要な業務執行の決議、監督並びに監査をしている。

① 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成されている。

経営の監督機能を強化するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定の一部を、本社取締役等で構成する「経営会議」に委任している。

経営会議を業務執行機関として機能させる目的は、業務執行の協議を多面的に検討し、意思決定のスピードアップを図ることである。

② 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、本社所属の業務執行取締役、本社所属の執行役員から選定された者により構成されている。

また、当社は執行役員制度を採用し、特定の業務執行に関する権限を取締役会によって執行役員に付与している。

18名の執行役員（うち取締役兼任5名）を置き、代表取締役社長・社外取締役・監査役及び社外監査役が出席する執行役員会を開催する等、コーポレート・ガバナンスを重視するために、迅速かつ取締役の職務の執行が法令及び定款への適合を確保している。

③ 監査役会

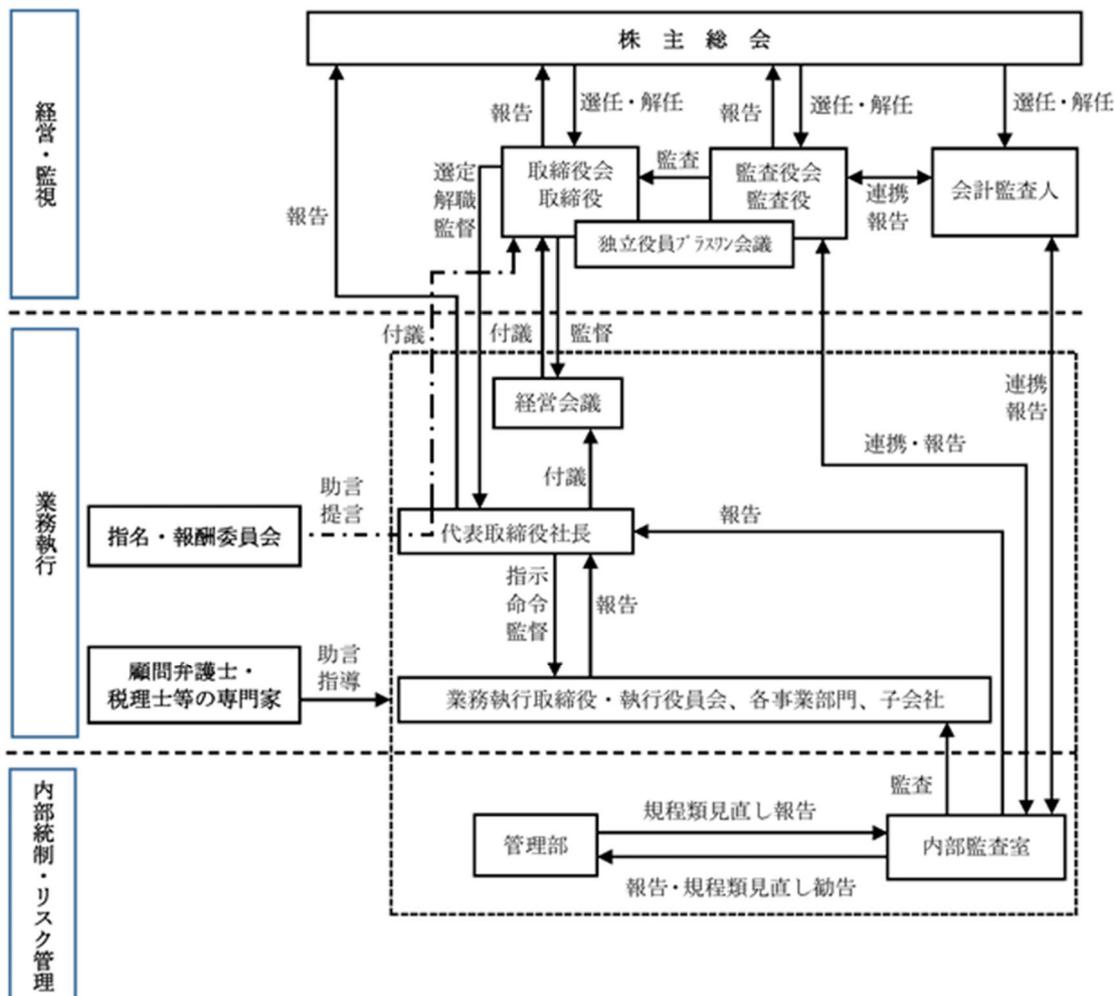
監査役会は社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されている。

取締役会議案を含む監査に関する重要な事項についての報告と協議を行っている。当社は、監査役が取締役、監査室並びに会計監査人と定期的に意見交換し、コンプライアンスや内部統制の整備状況など多岐にわたる事項について意見交換が出来るよう体制となっている。

また、当社は監査室を設置し、業務全般についての内部監査と業務改善指導を実施している。監査結果は経営トップ及び監査役に報告するとともに、実施した指導事項の改善状況について検証することで、内部統制の実効性を確保している。

④ 当社の企業統治の体制

当社の企業統治の体制の模式図は下記のとおりである。



(6) 監査法人による監査の状況

2024年3月期からR監査法人が監査を受嘱した。2023年3月期まで監査を受嘱していたT監査法人は当社の監査を1979年3月30日から四十数年以上行っており、当社や経理担当者等の特性やリスクを熟知しており、経理担当者がキャッチアップしていないと思われる最新の会計基準等をあらかじめ伝える等のいわゆる“伴走型”の対応を行っていた。しかし、当社が海外展開への比重を高める中、T監査法人ではマンパワーが不足するとして、2023年3月期をもって辞退したい旨の連絡があり、その情報を得たR監査法人から海外会計事務所とのネットワークがあるとの申し出があり、R監査法人に委嘱することとなった。

第3 特殊工事に係る監査未完了

1. YTN 工事の概要

- ・ YTN 工事とは NE 社が発注する自動車専用道路にかかるトンネル内の照明設備更新工事の総称であり、5 トンネルの上り線、下り線の照明設備更新工事の総称である。
- ・ なお、2022 年 4 月から実施している 2 トンネルは追加工事として YTN 工事と同じ工番で管理しているが、別の工事である。

2021 年当時、TH 支社において、過去の大災害に係る復旧工事が落ち着いてきたことで内線工事案件が減少しており、新たな業務としてこれから増加が見込まれる NE 社のトンネル照明設備更新工事の受注を検討していた。

NE 社のトンネル照明設備更新工事には、車線規制工事の実績のある技術者の配置が求められる場合があるが、当社が最後に NE 社の前身の団体の工事案件を受注してから約 23 年間を経ており、在籍する実績者の 4 名は 65 歳以上と高齢であるため、新たな車線規制の工事实績者を増やす必要性もあった。

さらに、直近の GTN 工事案件を失注したことで、TH 支社では積極的に NE 社の YTN 工事の受注に取り組むようになった。

YTN 工事に関する経緯は下記のとおりである。

日付	項目	内容
2021/05/21	入札公示	YTN 工事入札公示
2021/06/21	受注方針会議 (第 1 回目)	TH 支社より以前に競合他社に諸経費率 5% で GTN 工事を失注したため、3% の 1,550 百万円で応札したいとの TH 支社からの申出に、工事完了時までにはコストダウン等により 15% の利益率を確保するよう前社長(当時)より指示。
2021/07/07	受注方針会議 (第 2 回目)	TH 支社より諸経費率 5% で完了時 10% とする 1,347 百万円の申出により了承。
2021/07/09	経営会議	上記条件で応札承認。
2021/07/30	応札	1,372,000 千円(消費税別)で応札し工事費内訳書提出。
2021/09/08	受注 原価管理システムへ登録	受注日：2021/09/03、受注金額：1,372,000 千円、受注原価：1,306,734 千円 契約工期：2021/09/09～2024/02/25 実施工期：2021/09/09～2024/03/31 添付書類：工事請負契約書(1,372,000 千円、2021/09/03 付、工期：2021 年 9 月～空欄)
2021/11/15 ～ 2022/04/15		冬季休工期間
2022/02/24	実行予算書承認	本社原価管理部署が 2022/02/18 に実行予算書(前 TH 支社長作成、社員入力)を受領し 2022/02/24 承認。
2022/02/24	追加工事指示 (非常電話案内標識)	NE 社よりトンネル内非常電話案内標識の更新作業の追加指示。約 15,000 千円増額見込。2022/03/04 指示書受領。
2022/04/06	追加工事指示 (灯具出力変更)	NE 社より設計照査および設計値確認の結果による灯具出力の変更指示。約 19,000 千円増額見込。2022/04/22 指示書受領。
2022/05/10	追加工事指示	NE 社より別のトンネル(上り線)のケーブルラック補修工事の追加指示。約 103,700 千円増額見込。2022/05/11 指示書受領。

		<p>冬季休止期間は明けたが、コロナ禍の影響により照明関連機器が納入されなかったため、YTN 工事は開始できなかった。その代わりに同一工番として本工事を追加工事とした。</p> <p>同一工番とした理由は、NE 社側として YTN 工事を休工としない方針のため、追加工事の指示があったものであり、当社側の意図ではない。</p>																																								
2022/05～	現場事務所設営	事務所設営し調査等開始。別のトンネルの追加工事を先行して実施。																																								
2022/05/30	工期変更協議書提出	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により照明関連機器の調達遅れにより、NE 社に工期変更協議書提出。2022/06/01 先方受領、2022/06/02 工期変更同意書提出。</p> <p>実施工期：2021/09/09～2025/02/19 に約 1 年延長に変更</p>																																								
2022/10 頃	NE 社と交渉	現場では赤字工番であることを認識し始めており、TH 支社として NE 社と交渉を行った。																																								
2022/11/15 ～ 2023/04/15		冬季休工期間																																								
2023/06/16	(受注方針会議) 工事費増加に係る報告	<p>別案件の入札辞退の報告の中で、YTN 工事費用増加懸念が報告された。</p> <p>増加理由：2023 年 4 月の着工開始後（11/15～4/15 は冬季休工）の現場調査・打合せにより予定外の工事・作業（土ではなくコンクリートの砕等）の認識、想定外の人員負担（逐次工事ではなく、同時 4 本工事等）、管理負担が認識された。</p>																																								
2023/09/27	追加工事による請負金額等の変更	1,372,000,000 円⇒1,497,181,817 円（125,181,817 円の増額）に変更。																																								
2023/10/24	NE 社との交渉	工法変更の夜間作業分（4 本）により、2 班体制⇒5 班体制変更及び工法変更に伴う誘導員配置増額分については、受注者間の調整範囲内であり、積算時の見込みの甘さによるものであることから増額はできないとの回答。																																								
2023/11/06	本工事の利益悪化についての報告	<p>□算定差額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初実行予算書</th> <th>実績算定額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負金額</td> <td>1,372,000,000</td> <td>1,497,181,817</td> <td>125,181,817</td> </tr> <tr> <td>直接工事費</td> <td>1,258,677,000</td> <td>1,566,621,124</td> <td>307,944,124</td> </tr> <tr> <td>利益金額</td> <td>113,323,000</td> <td>△69,439,307</td> <td>△182,762,307</td> </tr> <tr> <td>諸経費率</td> <td>9.00%</td> <td>△4.42%</td> <td>△13.43%</td> </tr> </tbody> </table> <p>□コストアップの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>当初実行予算</th> <th>実績算定額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>479,136,000</td> <td>632,161,800</td> <td>153,025,800</td> </tr> <tr> <td>現場経費</td> <td>49,460,000</td> <td>60,926,800</td> <td>11,466,800</td> </tr> <tr> <td>現場代理人経費</td> <td>42,297,000</td> <td>61,500,000</td> <td>19,203,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>570,893,000</td> <td>754,588,600</td> <td>183,695,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、追加工事（3 件）については増額要請、及び残工事（5 トンネル）については労務費単価及び工事材料費の増額交渉も継続的に行うこととした。</p>		当初実行予算書	実績算定額	差額	請負金額	1,372,000,000	1,497,181,817	125,181,817	直接工事費	1,258,677,000	1,566,621,124	307,944,124	利益金額	113,323,000	△69,439,307	△182,762,307	諸経費率	9.00%	△4.42%	△13.43%	項目	当初実行予算	実績算定額	差額	労務費	479,136,000	632,161,800	153,025,800	現場経費	49,460,000	60,926,800	11,466,800	現場代理人経費	42,297,000	61,500,000	19,203,000	合計	570,893,000	754,588,600	183,695,600
	当初実行予算書	実績算定額	差額																																							
請負金額	1,372,000,000	1,497,181,817	125,181,817																																							
直接工事費	1,258,677,000	1,566,621,124	307,944,124																																							
利益金額	113,323,000	△69,439,307	△182,762,307																																							
諸経費率	9.00%	△4.42%	△13.43%																																							
項目	当初実行予算	実績算定額	差額																																							
労務費	479,136,000	632,161,800	153,025,800																																							
現場経費	49,460,000	60,926,800	11,466,800																																							
現場代理人経費	42,297,000	61,500,000	19,203,000																																							
合計	570,893,000	754,588,600	183,695,600																																							
2024/01/10	実行予算変更を経営会議に付議（第 1 回目）	実行予算変更（第 1 回目）を付議																																								

2024/01/16	実行予算承認	実行予算額：1,566,621,124 円、3Q 損失引当金計上：44,477,916 円
2023/11/15 ~ 2024/04/15		冬季休工期間
2024/04/03	実行予算変更を 経営会議に付議 (第 2 回目)	実行予算変更 (第 2 回目) を付議
2024/04/09	実行予算承認	実行予算額：1,854,953,124 円、期末損失引当金計上：204,262,703 円(洗替)
2024/05/27	会社法監査報告 書の意見不表明	R 監査法人から意見不表明の会社法監査報告書を受領
2024/05/27	四半期レビュー 報告書の訂正	R 監査法人から第 1 四半期 (2023 年 8 月 10 日提出)、第 2 四半期 (2023 年 11 月 10 日提出)、第 3 四半期 (2024 年 2 月 9 日提出) の四半期レビュー報告書を意見不表明に撤回
2024/06/25	株主総会にて計 算書類承認可決	株主総会にて事業報告、連結計算書類の内容及び連結計算書類の監査結果が報告され、計算書類が承認
2024/06/25	金商法監査報告 書の意見不表明	R 監査法人から監査意見不表明の金商法監査報告書を受領
2024/06/26	内部統制報告書 「重要な不備」 提出	有価証券報告書提出 内部統制報告書にて「開示すべき重要な不備」として提出

2. 時系列ごとに発生した問題点

(1) 受注時の実行予算の見積誤り

当社にとって経験が乏しい案件であったため、入札の際の見積りを正確に行うことができなかつた。また、入札により受注した後、特記仕様書に基づき実行予算の積算を行うことになるが、NE 社の仕様書の特性を理解している者が在籍していなかつた。そのため、ケーブルの長さの認識誤りや、車線規制に係る人件費の見込み違い等のミスが発生した。

当社の仕組みとして、見積もり、実行予算作成及び原価管理システムへの入力、それぞれ別の者が行うことで、不正や誤謬が検証される内部統制システムを採用しているが、TH 支社長が自ら見積りと実行予算作成及び原価管理システムへの入力あるいは指示を行っていたため、この段階で誰も見積り誤りに気付くことがなかつた。なお、本事案について実際に実行予算の誤りに気付いたのは、実際に本工事を開始した 2023 年 4 月以降であった。

一方で、今回の見積り誤りの検証が行われなかつた背景には、管理を支社任せにする社風があり、本社の経営会議等において入札や実行予算について何度も検討は行われたものの、詳細なチェックはされなかつた。

本事案の工事の経験者がそもそも不在であったことも原因のひとつではあるが、新設工事ではなく更新工事や改修工事の場合には図面通りには行かないこともあり、以前ならばその後の発注者との交渉で損失を挽回するようなネゴシエーションも有効であったが、そういったことを期待したことで本社への報告が遅れたことも原因の一つと考えられる。

実際に現在の業界の慣行で、追加・変更工事に関しては、工事竣工間近にその金額が確定することもあり、会計として工事損失引当金を認識しづらい点もあるが、今回は挽回できる金額を超越していた。

(2) 工事開始後の実行予算と発生費用の未検証

実行予算の原価管理システムへの入力、本来ならば主に現場代理人が行うことになっているが、今回 TH 支社長が入力あるいは指示を行ったことで、その後の検証作業が行われていない。

実行予算と実際の発生費用との多額の差異を認識したのは、2023 年 4 月以降の冬季の休工期間明けに工事を開始するために部材の手配を開始してからであり、それまでは 2021 年 9 月の受注からほとんど見直しや検証が行われていない。

その間、2022 年 10 月頃には、現場では赤字工番ではないかとの感触があり NE 社と交渉を行っているが、具体的な損失額を会計的に把握し本社経理部に伝達するまでには至らなかった。もし、この時点で赤字工番の認識が本社に届き、かつ本社で過年度遡及修正の理解があれば、期末までに対応する時間的な余裕は十分に確保できたため、たとえ今回のように監査期限が延期されなかったとしても、意見不表明は免れたものと考えられる。

なお、当社では、実行予算と実際の費用発生額の差額を認識・管理するために、工事原価管理テンプレートをカスタマイズして原価管理システムとして使用しているが、収益認識基準の原価回収基準への対応が継続課題となっており、いわゆる“工事進行基準”の機能で運用していた。このため、請負金額が確定していない状態で開始した工事は原価回収基準を適用すべきであるが、工事進行基準で算定している。

(3) TH 支社内のコミュニケーション

当時の支社長は TH 支社の業績改善を目的に YTN 工事の受注に積極的であったが、ワンマン体制であったため、自ら見積り及び実行予算の作成まで行ったことから、チェック体制が形骸化していた。

また、過去からの当社の慣習として、赤字工事が見込まれるのであれば現場代理人が発注者や仕入業者等との交渉により利益を確保するのが当然と認識しており、若い世代の現場代理人等との考え方に齟齬があり、単独で受注を進めたものと考えられる。

なお、当時の TH 支社長は、受注後、視力の病により現場から離れているが、自身の身体の変調による退職懸念も、受注を急いだ要因の一つの可能性もある。ただ、TH 支社の業績回復を目的としていたことは確かである。

その後、上記(2)でも述べたが、2022 年 10 月頃には現場において赤字工番であるとの認識があり TH 支社として NE 社と交渉を行っているが、良い回答は得られなかった。この時点で TH 支社から本社に、そして経理部に赤字工番についての情報が伝えられ、かつ工

事損失引当金の理解がある者がその見積りを算定し、必要な開示を行ってれば、大きな問題にはつながらなかったと考えられる。

(4) TH 支社と本社とのコミュニケーション

当社の風土として、歴史的に現場は現場に任せることが脈々として受け継がれており、本社が現場に口出しすることが憚れる状況である。

しかし、前社長より上場会社としての管理を改善するため、工事案件を全社で把握するため、原価管理システムの導入等を進めており、実行予算と実際のコストとの比較を行い始めていたが、現時点では運用精度を高めている時期であり、また、収益認識基準に対応するための改修も必要となっている段階である。

本社にて YTN 工事に係る損失額を認識したのは 2024 年 1 月 10 日の経営会議であり、それまで本社、特に経理部に損失額の情報伝達されていない。

また、もうひとつの当社の社風として社員はそれぞれ各自の業務にのみ視点が集中し、会社全体としての視点が持ちづらいため、今回の場合のように多額の実行予算の見積誤りが会社全体の会計や決算にどれだけ影響を及ぼすかについて気づく者がいなかった。

(5) 原価管理システム及び経理処理の問題

当社では原価回収基準を理解している者がいたものの、原価管理システムが原価回収基準に対応していないため、いわゆる“工事進行基準”で算定していた。

また、原価管理システム上、複数の工番を 1 案件として認識することができないため、NE 社のように 1 つの工番に追加工事があった場合、個別の追加工事の採算は把握できない。

本来ならば原価管理システムにより工事損失を適時に認識し、本社経理部でその都度損失の処理を検討することが必要であるが、本社で YTN 工事に係る損失額を認識したのは 2024 年 1 月 10 日の経営会議であり、それまで経理部等に損失額の情報入手されていない。

経理部では当該情報が重要な情報であり、過年度遡及修正を検討する必要があると認識したものの、経理部で監査法人に提供できる工事情報には限りがあったため、当該情報を持っている部署から監査法人へ説明を依頼したが、監査法人が求める情報を正確に伝えることができなかった。

(6) 監査法人交代に伴う当社と監査法人との関係

工事損失引当金の計上が必須となった 2024 年 4 月以降、R 監査法人から見積額についての詳細な資料を要求されたが、他部門からの情報収集に時間がかかったことや、過年度遡及修正に対する度重なる質疑等のやりとりを行うにしたがい、監査法人の担当会計士と当社の窓口であった管理・経理担当者との間の信頼関係は低下していった。

また、前任の T 監査法人は長年当社を担当していたため、リスク等を含めて当社の特性を把握しており、当社の能力を補うように、あらかじめ必要な会計基準を提示する等、いわゆる“伴走型”として当社からの会計基準等の質問に丁寧に対応していた。

しかし、R 監査法人の担当者は“伴走型”ではなく、完成した決算書を監査することを中心とする方針であり、指導的要素が前任者から比べて相対的に減少したため、経理担当者側は“聞いても教えてくれない”とする一方、監査法人側は“会計基準や新しい情報を自分で得ようとしないうし理解もしていない”と、互いに不信感を抱くようになっていった。

そういったことの積み重ねがあったとしても、第 3 四半期まではそれなりに対応していたが、期末監査として実施した社内会議の議事録査閲で、2024 年 4 月 3 日付開催の経営会議にて請負工事の見積誤りがある旨の記載を発見した。これをきっかけに、工事損失引当金の計上の期間帰属を巡って、過年度遡及修正を求める監査法人とその説明資料の収集と作成に迫られる会社といった構図となり、両者の信頼関係はさらに失われることとなった。

(7) 当社内の意見不表明に対する理解

① 会社法監査について

会社法監査を実施している時点までは、R 監査法人側からのニュアンスは限定付適正になりそうであるとの理解であったが、2024 年 5 月 20 日に監査法人内の審査により突然、意見不表明となる旨の連絡があった。

経理部の認識では、YTN 工事の実行予算と実際のコストとの差額について R 監査法人から何度も資料を求められたが、実行予算の見積り数値には現場の経験値による根拠資料のないものがあるが、理解してもらえなかった、としている。その結果、資料が不十分であることをもって監査ができなかったとされた部分もある。また、R 監査法人は監査の質問に TH 支社の担当者が説明に来るべきとも主張していたが、時間的に余裕がなく対応できなかったため、TH 支社からの資料・回答を基に、管理部、資材調達・原価管理部が知り得る範囲で対応した。

そういった中で、会社法監査がまとまらず、株主総会の延期や継続会の開催が検討されたが、顧問弁護士より一般的に継続会は 2 週間以内の開催となる、といったコメントがあり、その期間では要請された海外工事の網羅性の検証も不可能と判断し、当初の予定通りの日程で株主総会を開催することを決定し、株主総会にて計算書類は承認された。

この時点で R 監査法人と経理担当者間で信頼関係が失われており、監査法人との窓口を監査室及び常勤監査役に切り替えたものの、その後、監査室等と経理部では監査が延長されるのか否かの情報が明確に共有されず、下記の②の金商法監査においても監査意見不表明を受け入れることになった。

② 金商法監査について

有価証券報告書の提出の延期もされず、予定通り進むと意思決定されたため、監査法人側もそれに従って、監査が終了できないとして意見不表明となった。意見不表明の監査報告書を受領することとなった後には、上場廃止や四半期レビューの義務化や監査法人選任の困難等の様々なペナルティや対応が必要となるが、社内にそういったことを回避する努力が行われなかった。

社内にそういった事態になることを認識していた者もいたが、他人事のように考えるようなセクショナリズムが蔓延しており、そのセクショナリズムは縦（上下関係）と横（他部門との関係）に存在している。その結果、監査法人側も当初の期限通りに監査を終了し、それ以上は当社の判断に任せた状態となった。

(8) 監査法人に対する対応

R 監査法人は 2024 年 3 月期末監査で、2024 年 4 月 3 日付の経営会議議事録を査閲したところ、受注工事原価を増額しなくてはならないことを認識し、当社も工事損失引当金を計上したものの、金額や損失計上の期間帰属についての明確な資料が提供されず、合理的な説明もなかったと認識している。

また、海外の売上比率が 1/3 と高いために、海外の関係会社も含めたグループ全体としても同様な特殊な工事に係る網羅性の検証を行う必要があったと判断し、資料を要求したものの、適時に入手することができなかったと認識している。

一方で、経理担当者としては決算数値が確定する時期に、急遽監査のために要求された、これまで入手した経験のない多くの資料と担当者との調整等に時間的に対応できず、結果的に時間切れとなった。

特に、網羅性の検証として要求された海外子会社あるいは海外支店の工事原価の内容であったが、これは海外に日本人が常駐していないため資料の入手に時間を要したためである。

監査法人側からは監査が完了するまで株主総会を延期し、せめて限定付適正意見となる水準まで監査を実施することを助言したものの、証券代行会社から株主総会招集通知を予定通り印刷・発送するかどうかの選択を迫られたことと、「配当を待っている株主が大勢いる」等により、当社側から定期株主総会の日程を予定通り行うとの意思決定が伝えられ、会社法監査を終了することができず、意見不表明となった。

その後の金商法監査においても、監査は終了せず「意見不表明」の監査報告書を受領した。

3. 損益の期間帰属

YTN 工事について、当社は 77 期に工事原価を 596,276 千円増額した。このうち 204,262 千円を工事損失引当金繰入額として計上したが、受注時や実行予算算定時に積算誤りや仕様書の読取り漏れ等があり、調査の結果、下記のように受注期の 75 期及びその後の追加工事の指示があった 76 期に帰属すべき工事原価が検出された。

このため、過去の計算書類及び財務諸表について過年度遡及修正の検討が必要と考えられる。

(単位：百万円)

増額内容		合 計	発生時期		
経営会議報告	内 容		75 期 (2022.3 期)	76 期 (2023.3 期)	77 期 (2024.3 期)
1. 当初受注工事					
(1) 2024/01 経営会議報告					
① 積算誤り	見積り漏れ及び作業追加	111.7	39.3	－	72.4
② 契約内容不理解	工程変更による夜間工事分	72.0	－	25.4	46.6
小計(a)：		183.7	39.3	25.4	119.1
(2) 2024/04 経営会議報告					
① 見積誤り	見積り漏れ及び作業追加	226.4	157.4	55.9	13.1
② 施工計画ミス	78 期工事の工程変更	62.0	－	－	62.0
小計(b)：		288.4	157.4	55.9	75.1
2. 76 期追加工事指示分					
① 追加工事	追加工事の概算額の確認は 76 期 6 月のため、費用認識は同期である。	124.2	－	124.2	－
小計(c)：		124.2	－	124.2	－
合計 (a)+(b)+(c)：		596.3	196.7	205.5	194.1

4. 類似工事案件の検証について

(1) 国内工事について

R 監査法人の類似案件についての選定基準は、内線工事の中で特殊案件である。外線工事（電力工事）は長年受注している電力会社発注の工事であり、内線工事より誤差は少ない。

当期の赤字の内線工事は、①K ビル立替計画、②試験線増強工事、③YTN 工事の 3 つである。②はトラブルがあった送電線工事である。①は将来の受注に向けた赤字覚悟の工事である。従って③だけが本当の見積誤りである。

また、国内工事について過去3年間に発生した赤字工事を検証した結果、今回のYTN工事のような多額の工事損失引当金を計上するものは検出されなかった。

(2) 海外工事について

海外現地法人の実行予算と実際のコストとの関係を過去3年間調査した結果（受注損失の有無）、特殊な工事はなく、下記のように赤字工番は検出されなかった。

現地法人名	75期	76期	77期
インドネシア	赤字工番なし	赤字工番なし	赤字工番なし
シンガポール	赤字工番なし	赤字工番なし	赤字工番なし
タイ	赤字工番なし	赤字工番なし	赤字工番なし
ブルネイ	赤字工番なし	赤字工番なし	赤字工番なし
ベトナム	赤字工番なし	赤字工番なし	赤字工番なし
マレーシア	赤字工番なし	赤字工番なし	赤字工番なし
中国	赤字工番なし	赤字工番なし	赤字工番なし

第4 共用資産の減損に係る監査未完了

1. 事実関係と再発防止

(1) 当社作成資料と説明の状況

個別会社として3期連続で赤字であるため、共用資産を含む、より大きな単位についての減損を検討する必要があるが、監査当初当社では共用資産の減損について理解をしていなかった。

また、監査法人への説明が二転三転したことと、減損に対する検討資料が確認できなかったため R 監査法人は意見不表明の原因のひとつとして監査報告書に減損についての記載を行った。

なお、前任の T 監査法人は当社の資産状況を把握しており、減損の兆候を把握した場合、その後の必要資料を個別に収集して結論まで対応していたため、当社はそれが当たり前のことと理解しており、R 監査法人のように会社側からの基礎資料の提供を待つ、という姿勢に当社が対応できていなかった。

(2) 監査法人交代に伴う当社と監査法人との関係

前任の T 監査法人は当社の経理担当者が、最新の会計基準等の情報を入手していないことを念頭に当社に対応していたため、当社も「監査法人が何とかしてくれる」との受け身の姿勢が常態化していたと考えられる。

(3) 当社内の意見不表明に対する理解

上記、第3と同様に、意見不表明に対する理解やそれによる危機感は社内で共有できていなかった。

2. 損益への影響

当社が作成していた「第77期 減損損失処理前 土地 時価及び簿価一覧表」、「第77期 減損損失処理前 建物 時価及び簿価一覧表」を確認したところ、時価のある固定資産について、処分費用見込額として時価の合計額の3%を控除した金額を正味売却価額としていた。この正味売却価額の合計額は会社全体の固定資産の帳簿価額の合計額を上回っていたことから、共用資産を含む、より大きな単位において減損損失の必要がないことが確認された。

第5 意見不表明となった要因分析

意見不表明の監査報告書が提出された発端は、YTN 工事の①受注当時の見積誤りと②受注後の採算管理の不備であるが、大きな要因として、③見積誤りによる工事損失が検出された時期が監査終了予定日近くであり、対応する時間的余裕がなかったことによる。

YTN 工事については、工事受注時においてすでに入手可能であった情報を使用しなかったことによる、または誤用したことによる訂正であり、過去の誤謬の訂正に該当するため（過年度遡及会計基準4項(8)）、原則として、過去に遡及して訂正し、訂正による修正再表示を検討する必要がある。

従って、訂正すべき①金額と②期間帰属を取りまとめ、当期及び過去の財務諸表を訂正及び作成し、監査報告書提出日までに監査法人に提示する必要があったが、資料の収集及び精査に時間を要するため間に合わなかった。

当社はこのような状況であったものの監査手続きの延期を選択せず、株主総会の招集通知及び有価証券報告書の提出日程を優先したことで、監査法人側としては監査意見を出すことができず、意見不表明の監査報告書となった。

結局、当社は計算書類について監査意見が得られなかったため、株主総会で報告事項ではなく（会社法439条、会社法計算規則135条）承認を受けることで（会社法438条第2項）会社法上の手続きは完了している。

なお、有価証券報告書は決日後3カ月以内に提出することが求められているが、「やむを得ない理由」により当該期間内に提出できないと認められる場合には提出期限を延長することができる（金融商品取引法24条）。このため、当該監査手続きについては、監査法人の意見を得るまで延期することを選択し、関係機関と調整すべきであった。

監査法人側からこれら一連の作業の延期を助言したものの、当社としては、「意見不表明」の影響を当時それほど深刻に捉えていなかったと考えられる。

なお、監査法人側は延期を助言していたとしているが、円滑なコミュニケーションが取られていなかったため、その助言が必要な担当者に届いていなかったとも考えられる。

監査法人との関係については、2024年3月期からR監査法人に異動したが、前任のT監査法人は四十数年の長い間、当社に対して会計処理や表示方法を指導しながら監査を行っていたが、R監査法人は対応が全く異なっていたため違和感が蓄積し、それ以前から信頼関係は希薄になっていた。

また、社内で会社法監査及び金商法監査のそれぞれ意見不表明の監査報告書を受領することについて、正しく理解している者が存在していなかったか、存在していたとしても、声を上げてそれを回避するように働きかける術がなかったと思われる。

第6 再発防止策の提言

(1) 入札等の受注時の見積りについて

入札時の見積金額の正確性の確保が求められる。また、作成された見積りについて、経験者による見直しの実施を制度化する必要がある。

さらに、NE社をはじめ、各施主からの工事関連資料の特性等の情報について、全社横断的に情報を共有化することが求められる。

なお、当社は既に見積りの正確性の検証が不足していたことと、その後の採算分析が甘かったことは理解しており、改善のための方策が検討されている。

(2) 実行予算の検証制度

当社の定めでは、見積りを行った者とは別の者が実行予算を算定し、原価管理システムに入力することになっているが、同じ人物が両方を行ったことで、見積り誤りが放置された状態となった。このため、原則通りに見積りを行った者とは別の者が実行予算の入力を行うことで、誤りを検出するように規定を原則化する必要がある。また、誤りを検出した際に、その旨を伝達するルートを明確にしておく必要がある。

(3) 受注方針会議の形骸化

YTN 工事においては、本社において2回の受注方針会議が実施されている(2021/06/21、2021/07/07)が、入札金額(諸経費率)についての議論が主となっており、見積額の適正等については、支社の報告に依拠するのみで、本社における適正化チェックなどは実施されていない。

一定要件における受注においては、本社における受注方針会議を実施することになっている以上、実効性のある受注方針会議を実施するため、受注工事における見積等が適正か否かの精査を本社側でも実施する必要がある。

(4) 社内のコミュニケーション

社員及び役員の方々は非常に真面目ではあるが、他部門とのセクショナリズムや、役員から現場の社員までの間の風通しの悪さも感じられる。このため、縦と横のコミュニケーションが円滑ではなく、適時適切な情報伝達ができないと感じられた。

縦横及び外部とのコミュニケーションを円滑にし、常に情報を共有できる体制が求められる。

また、監査法人側も当社側も相手側が原因で、監査が“時間切れ”となり意見不表明となった、と認識している。確かに、今回の事案は時間的余裕がなかったことが大きな要因ではあるが、双方の認識の差異の原因は情報の共有化がされていなかった証左である。

必要な情報の適時な共有化と外部に対して行った意思表示の関係部署への適時な伝達が求められる。

(5) 上場会社として求められる会計基準や公開情報に対する理解

新しい会計処理に対するキャッチアップと公開情報に対する能動的な理解が求められる。経理担当者は実務能力が高いベテランであるが、上場会社として必要とされる会計基準や表示に対する理解に消極的であったものと考えられる。これまでの監査法人側から必要な会計基準等の情報が提示されるという受け身の対応から、自ら毎年更新される新しい会計基準等の情報を入手し、監査法人に「出来た決算書を見せる」といった積極的な対応が求められる。

また、経理部では「意見不表明」の意味を理解していたのであれば、もっと積極的にそれを回避するために働きかけを、他部署も含めて自分事として行うべきであった。

そのためには、今回問題となった工事見積や実行予算及び採算管理等について現場任せではなく、経理部が積極的に必要な情報を収集するように他部署と関係性を高める必要がある。

さらに、社外役員として、公認会計士資格を有する者を採用する等して、上場会社として求められる会計基準のリテラシーを向上させる必要があると考える。

(6) 監査法人が実施する監査に対する理解

T 監査法人とは四十数年来の関係があり、監査法人側が当社のリスクを熟知しており、当社が資料を提示しなくても、必要な根拠資料を個別に拾ってくれていたため、会社として必要資料をまとめていなくても、監査法人側に集計するノウハウが備わっていた。一方、新任の R 監査法人は、一般的な監査法人と同様に、新規の監査先に対しては当然慎重に監査を行う上、会社特有の慣習や資料を理解しなくてはならない。そのために多くの資料を求めるのは監査法人としての自然の行動であると考えられる。

今回、当社が考える監査法人像と、監査法人が考える上場企業の経理像とでそれぞれ実態と乖離があり、認識が相容れずに敵対的な関係になったことで、コミュニケーションが取れなくなり、双方から「信頼関係は失われた」とのコメントがあった。その結果、意見不表明となり、現在のような様々な対応に追われることになったが、当時このような状況を想定していた者がいなかった。

一般的な会計監査の位置づけの理解と必要な対応の準備が必要と考えられる。

第7 総括

本事案は、近年の当社の業績は芳しくないものの財務状況は良好であり、不正は確認されず、各実務担当者も実直に業務を遂行しているものの、複合的なコミュニケーションエラーを原因として意見不表明の監査報告書を受領することとなった稀なケースである。

とりわけ、問題となる事案が発覚した時期が期末監査の最中であり、当社も監査法人側も時間的余裕のない状況であったことも災いした。

関係する各実務担当者はそれぞれの役割に応じて業務を遂行していたものの、YTN 工事の入札時の実行予算の見積り誤りを発端に、その後に認識された実際の工事原価との乖離の情報が適時に経理担当まで届かず、またそういった状況への対応についても、正しい制度の理解や解釈がされないまま、意見不表明の監査報告書を受領する結果となった。

その後の対応を見てみると、単純に意見不表明を回避するための対応を早期に行っていたら、おそらく無限定とはならないまでも、限定付の意見表明は可能であったのではないかと考えられる。

また、監査法人対応について、会社との相性もあるとは言え、2023年4月から開始された日本公認会計士協会による上場会社等監査人登録制度の影響もあり、監査法人を取り巻く環境も厳しくなることを考えると、上場会社として投資家に対する開示責任は強化されてきており、企業会計に対する能動的な理解とキャッチアップがこれまで以上に会社に求められることを意識すべきである。

現在、当社は内部統制強化委員会を設置し、内部統制の体制見直し及び再構築・強化の準備を開始しており、その成果に期待したい。

以上